

証券コード 2333

平成23年11月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区神泉町8番16号

株式会社ジー・モード

代表取締役社長 郡 山 龍

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年11月22日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年11月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区代々木2-3-1
ホテルサンルートプラザ新宿 1階 「芙蓉」
（会場が前回と異なっておりますので末尾のご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 議 案 当社とガイアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.g-mode.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議 案 当社とガイアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とガイアホールディングス株式会社（以下、「ガイアホールディングス」といいます。）は、平成23年10月6日開催の両社の取締役会において、ガイアホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結についてご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成23年12月20日を予定しております。

本議案の承認をいただきますと、本株式交換の効力発生日である平成23年12月20日をもってガイアホールディングスは当社の完全親会社となります。また、当社はガイアホールディングスの完全子会社となり、平成23年12月15日に上場廃止（最終売買日は平成23年12月14日）となる予定です。

### 1. 株式交換を行なう理由

ガイアホールディングスは、昭和61年2月にソフトウェア開発を目的として株式会社アプリックス（旧商号）として設立された後、平成15年12月に株式会社東京証券取引所が開設するマザーズ市場（以下、「東証マザーズ市場」といいます。）に株式上場を果たしました。その後、平成23年4月1日付で会社分割を行い、持株会社体制に移行し、現在の商号に変更すると同時に、新設した子会社の商号を旧商号の「アプリックス」といたしました。ガイアホールディングスは現在、ガイアホールディングス及びその各子会社（以下、「ガイアホールディングスグループ」と総称します。）が提供するゲームやアニメーション等の多種多様なエンターテインメント・コンテンツ・サービスと、それらコンテンツ・サービスを携帯電話等の電子機器上で快適にご利用いただくための優れたソフトウェア基盤技術を有機的に融合して提供することで、全世界の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開しております。

当社は、携帯電話向けゲームの開発及び配信サービスの提供を目的として平成12年7月に設立し、平成14年10月の日本証券業協会への株式店頭登録を経て、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）へ株式を上場しております。当社は、携帯電話公式サイト向けコンテンツ・サービスや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）向け

に多彩なジャンルのソーシャルアプリなどを企画・開発・配信・運営しております。

両社は、携帯電話向けソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業における相乗的な企業価値の向上を図ることを目的として、業務・資本提携関係を継続的に強化する等し、本日現在、ガイアホールディングスが所有する当社の総株主等の議決権に対する所有割合は56.84%となっております。その間、ガイアホールディングス製品である“iアプリ®”自動変換ツール「Mobile Game Deployer」を当社に供給して当社側の低コスト開発を実現したり、ガイアホールディングスグループのソフトウェア基盤技術事業の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」を搭載した海外向け携帯電話端末に、当社の人気ゲームをプリインストールして提供する等してそのシナジーを発揮し、国内外市場で共同事業を展開してきました。

両社が主として製品やサービス等を提供する携帯電話市場では、国内市場においては、従来型携帯電話端末のシェアが急速に低下してその主戦場がスマートフォンへと移行しており、その急拡大するスマートフォン市場に提供される製品やサービスはますます多様化、複雑化することが予想されます。同時に、世界的にスマートフォンの普及が進むにつれて、モバイル・コンテンツ市場はよりオープンでボーダレスなマーケットへと移行していくと考えられます。

このような環境下において、当社では、より高い技術力と、世界市場に受け入れられる魅力的なコンテンツを供給する能力を身につけることが喫緊の課題となっております。

当社がガイアホールディングスの完全子会社となることにより、ガイアホールディングスが持つ海外の販売チャネルや、ガイアホールディングスの子会社でアニメーション関連事業を行っている株式会社アニメインターナショナルカンパニーが持つアニメーションの資産や制作能力をこれまで以上に活用し、当社のグローバルレベルでのコンテンツ供給能力をより高めることが可能になります。また、グローバル競争力の強化のみならず、当社はより機動的かつ安定的に事業運営に専念することが可能となり経営基盤の強化にもつながります。当社は、ガイアホールディングスの完全子会社となることによるこれら複合的な効果によって、収益力を飛躍的に向上させることができるとの認識に立ち、本株式交換が必要不可欠な施策であると判断いたしました。

ガイアホールディングスでは、本株式交換によって、子会社である当社のグローバル競争力及び経営基盤の強化に加えて、ガイアホールディングスグループの一体的な経営戦略の推進力強化にますます取り組むことが可能になります。特に海外市場においては、①ガイアホールディングスグループ各社がそれぞれに持つ海外での販売チャンネル、②世界的に評価の高い「日本ブランド」のゲームやアニメーション等のコンテンツ・サービス、③その土台となる世界最先端技術を駆使したソフトウェア基盤技術、等のガイアホールディングスグループの強みやリソースを最適に組み合わせて海外事業を強力に推進することで大きな成功を収めることができると考えております。さらに、海外の証券取引所への上場なども視野に入れ、グローバルブランドの確立、グローバルマーケティング力の向上を図り、新たな付加価値を創出し、全世界の人々に新たなエンターテインメントやライフスタイルを提供できる、オンリーワンのグローバル企業集団の地位を確立したいと考えております。

ガイアホールディングス及び当社は、本株式交換がガイアホールディングスグループ全体の企業価値の向上につながり、ひいてはガイアホールディングス及び当社のステークホルダーの皆様に対する将来的かつ継続的な利益を提供する好機になるものと確信しております。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

当社及びガイアホールディングスが平成23年10月6日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりであります。

## 株式交換契約書（写）

ガイアホールディングス株式会社（住所：東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号。以下「甲」という。）と株式会社ジー・モード（住所：東京都渋谷区神泉町8番16号。以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換に際して交付する甲の株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、本割当対象株主が所有する乙の普通株式に代わり、本割当対象株主が所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式49.5株を割当交付する。なお、本項に定める本株式交換の交換比率は、平成23年12月20日に効力発生を予定している甲の普通株式の株式分割を織り込んだものである。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
金0円
- (2) 資本準備金の額  
会社計算規則第39条の規定に従い別途甲が定める額
- (3) 利益準備金の額  
金0円

#### 第4条（株式交換に際して交付する甲の新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当交付する。

| 乙の新株予約権                                    | 甲の新株予約権                         |
|--------------------------------------------|---------------------------------|
| 第2回ストックオプションとしての新株予約権<br>（内容は、別紙1-1記載のとおり） | 第G-2回新株予約権<br>（内容は、別紙2-1記載のとおり） |
| 第3回ストックオプションとしての新株予約権<br>（内容は、別紙1-2記載のとおり） | 第G-3回新株予約権<br>（内容は、別紙2-2記載のとおり） |
| 第5回ストックオプションとしての新株予約権<br>（内容は、別紙1-3記載のとおり） | 第G-5回新株予約権<br>（内容は、別紙2-3記載のとおり） |
| 第7回ストックオプションとしての新株予約権<br>（内容は、別紙1-4記載のとおり） | 第G-7回新株予約権<br>（内容は、別紙2-4記載のとおり） |

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年12月20日とする。但し、本株式交換の手の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換契約承認総会）

甲及び乙は、平成23年11月下旬に開催予定の各臨時株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手の進行等に応じて必要がある時は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その業務又は財産の状態に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全て（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

#### 第9条（本契約の内容の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態等に重大な変動が生じた場合、その他本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議し効力発生日の前日までに合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (3) 前条に従い、本契約が解除された場合

#### 第11条（協議条項及び裁判管轄）

1. 本契約に定める事項の他、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で定めるものとする。
2. 本契約に関連して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月6日

甲 東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号  
ガイアホールディングス株式会社  
代表取締役 鈴木 智也

乙 東京都渋谷区神泉町8番16号  
株式会社ジー・モード  
代表取締役社長 郡 山 龍



(別紙1-1)

## 第2回ストックオプションとしての新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式3株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### 2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、107,805円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成16年12月27日から平成25年6月27日

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## 8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

## 9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

## 10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

### ① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### ② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

### ③ 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

### ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

### ⑤ 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙1-2)

### 第3回ストックオプションとしての新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、173,000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## 8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

## 9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

## 10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

### ①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### ②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

### ③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

### ④権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

### ⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙1-3)

第5回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、174,000円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。



## 8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

## 9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

## 10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

### ①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### ②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

### ③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

### ④権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

### ⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙1-4)

第7回ストックオプションとしての新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的たる株式の種類・数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、195,483円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先および当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## 8. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株についての新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。

## 9. 株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされた時は4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされた時は10月1日にそれぞれ行使があったものとみなして支払う。

## 10. 株式交換、株式移転の際の承継について

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

### ①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### ②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

### ③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

### ④権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

### ⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 2 - 1)

## 第 G - 2 回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、148株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

### 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記 1 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2, 178円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成25年6月27日

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

④権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 2 - 2)

### 第 G - 3 回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

#### 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記 1 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,495円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$



上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

④権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 2 - 3)

## 第 G - 5 回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

### 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記 1 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,516円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

④権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(別紙 2 - 4)

## 第 G - 7 回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、49株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

### 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記 1 に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,950円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

平成23年12月20日から平成27年6月28日まで

### 4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 5. 会社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 株式交換、株式移転の際の取扱いについて

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

①目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

②目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り上げる。

④権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

⑤取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。



### 3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

#### (1) 交換対価の相当性に関する事項

##### ① 交換対価の総数及び割当ての内容

|                 |                                |                           |
|-----------------|--------------------------------|---------------------------|
| 会 社 名           | ガイアホールディングス株式会社<br>(株式交換完全親会社) | 株式会社ジー・モード<br>(株式交換完全子会社) |
| 本株式交換に係る割当ての内容  | 1                              | 49.5                      |
|                 |                                | (ご参考：本株式分割考慮前)<br>0.495   |
| 本株式交換により交付する株式数 | 普通株式：2,417,530株（予定）            |                           |

#### (注1) 株式の割当比率

ガイアホールディングスは、平成23年12月19日を基準日、平成23年12月20日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割する株式分割（以下、「本株式分割」といいます。）を予定しており、上記割当比率及びガイアホールディングスが交付する普通株式数は、本株式分割の効力発生を前提としております。本株式分割考慮前の本株式交換比率は、1：0.495となりますが、かかる本株式分割考慮前の株式交換比率により当社普通株式1株に対してガイアホールディングスの普通株式0.495株を割当てる場合には、交付されるガイアホールディングスの普通株式数が1株未満となる当社の株主が多数生じることとなるため、本株式交換におきましては、当社の株主に対する割当てに先立ち、本株式分割を行い、当社の普通株式1株に対して、ガイアホールディングスの普通株式49.5株を割当て交付いたします。ただし、ガイアホールディングスが保有する当社の普通株式（平成23年6月30日現在64,344株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。なお、本株式分割の詳細につきましては、平成23年10月6日付でガイアホールディングスよりお知らせしております「株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下、「定款変更プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

(注2) 本株式交換により交付するガイアホールディングスの新株式数

ガイアホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりガイアホールディングスが当社の発行済普通株式（ただし、ガイアホールディングスが保有する当社の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、ガイアホールディングスを除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、その保有する当社の普通株式の数に49.5を乗じた数のガイアホールディングスの普通株式を交付いたします。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく当社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

本株式交換により交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

ガイアホールディングスは、平成23年12月20日を効力発生日として、100株を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。単元株制度の採用の詳細につきましては、定款変更プレスリリースをご参照ください。

本株式交換に伴い、ガイアホールディングスの1単元（100株）未満の株式（以下、「単元未満株式」といいます。）を保有することとなる当社の現株主の皆様については、会社法第192条第1項の規定に基づき、ガイアホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の買取を請求することができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売買することはできません。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ガイアホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、端数の合計数（端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるもの）に相当する数のガイアホールディングスの普通株式を売却すること等により得られる金銭をその端数に応じてお支払いいたします。

## ②算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ガイアホールディングスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）を、当社はみらいコンサルティング株式会社（以下、「みらいコンサルティング」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー、及びみらいコンサルティングによる算定結果の概要は、いずれも上記3.(1)①記載の、本株式分割考慮前の数値を記載しています。

三菱UFJモルガン・スタンレーはガイアホールディングス及び当社の両社について、両社の株式が、ガイアホールディングスは東証マザーズ市場に、当社はJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます。）による算定を行っております。

なお、市場株価の算定対象期間としては、平成23年10月4日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社の終値を算定の基礎としています。また、DCF分析については、両社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した両社の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しております。

ガイアホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法     | 株式交換比率の算定結果（本株式分割考慮前） |
|----------|-----------------------|
| [市場株価分析] | 0.432～0.547           |
| [DCF分析]  | 0.422～0.603           |

三菱UFJモルガン・スタンレーは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行って

おりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーの算定は、平成23年10月4日までの上記情報を反映したものであります。

一方、みらいコンサルティングは、ガイアホールディングス及び当社の両社について、両社の株式が、ガイアホールディングスは東証マザーズ市場に、当社はJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、DCF分析による算定を行っております。

なお、市場株価の算定対象期間としては、平成23年10月4日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社の終値平均株価及び出来高加重平均株価を算定の基礎としております。また、DCF分析については、両社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の両社の将来予想に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析しております。

ガイアホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法     | 株式交換比率の算定結果（本株式分割考慮前） |
|----------|-----------------------|
| 〔市場株価分析〕 | 0.432～0.566           |
| 〔DCF分析〕  | 0.423～0.495           |

みらいコンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務

予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みらいコンサルティングの算定は、平成23年10月4日までの上記情報を反映したものであります。

DCF分析による算定の基礎としてガイアホールディングスが三菱UFJモルガン・スタンレー及びみらいコンサルティングに提出した利益計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、公表済みの中期経営計画に基づいたものであり、海外のソフトウェア基盤技術事業の売上・利益の拡大及び国内外のコンテンツ・サービス等事業の売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

また、DCF分析による算定の基礎として当社が三菱UFJモルガン・スタンレー及びみらいコンサルティングに提出した利益計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、フィーチャーフォンからスマートフォンへの携帯端末移行の進展による国内及び海外のモバイルゲーム市場の成長を背景に、自社の人気コンテンツのシリーズ展開やマルチプラットフォーム展開を推し進めることで、オープンソーシャル事業、海外事業、物販・ライセンス販売等の付帯事業の売上・利益の拡大を見込んでいるためです。

### ③算定の経緯

ガイアホールディングス及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を参考に慎重に検討するとともに、それぞれにおいて両社の資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向等を勘案し、両社間でこれらを踏まえた交渉・協議を重ねました。その結果、ガイアホールディングス及び当社は、それぞれ上記に記載の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成23年10月6日に開催されたガイアホールディングス及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

### ④算定機関との関係

ガイアホールディングスの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーは、ガイアホールディングス及び当社の関連当事者には該当せ

ず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関であるみらいコンサルティングは、ガイアホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ガイアホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項  
本株式交換により増加するガイアホールディングスの資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりです。

(i) 資本金の額 金0円

(ii) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い別途ガイアホールディングスが定める額

(iii) 利益準備金の額 金0円

上記の資本金及び準備金の額は、ガイアホールディングスの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

⑥交換対価としてガイアホールディングス普通株式を選択した理由

ガイアホールディングス株式は金融商品取引所に上場されており、本株式交換後も引き続き流動性が認められること、当社株主がガイアホールディングス普通株式を受け取る場合、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、ガイアホールディングス普通株式を交換対価として選択いたしました。

⑦当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(i) 公正性を担保するための措置

ガイアホールディングスは、既に当社の発行済株式数の56.84%を所有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成23年10月6日開催の取締役会で決議しました。

一方、当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるみらいコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてガイアホールディングスとの間で交渉・協議を行い、本株式交

換比率により本株式交換を行うことを平成23年10月6日開催の取締役会で決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、ガイアホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、伊藤見富法律事務所を、ジー・モードは、リーガル・アドバイザーとして、佐藤綜合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の適切な手続き及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。

(ii) 利益相反を回避するための措置

ガイアホールディングスにおいては、ガイアホールディングスの取締役のうち、郡山龍は、当社の代表取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、平成23年10月6日開催のガイアホールディングスの取締役会において、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、ガイアホールディングスの立場で当社との本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

一方、当社においては、ガイアホールディングスが当社の総株主の議決権の56.84%を保有しており、当社はガイアホールディングスの子会社に該当するため、利益相反を回避する観点から、当社の取締役のうちガイアホールディングスの取締役を兼務している郡山龍、鈴木智也及び善村賢治、並びにガイアホールディングスの補欠取締役を兼務している尾作禎蔵は、平成23年10月6日開催の当社の取締役会において、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場でガイアホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。当該取締役会においては、上記4名を除く当社の取締役及び監査役全員（社外監査役3名）が出席の上、本株式交換契約の締結を決議し、当社の監査役全員（社外監査役3名）が本株式交換契約の締結について異議がない旨の意見を表明しております。

また、当社の取締役会は、平成23年9月15日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを可及的に防止するため、支配株主であるガイアホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総

合法律事務所)、小宮山誠氏(当社社外監査役、独立役員)、及び田中奉文氏(当社社外監査役、独立役員)の3名によって構成される第三者委員会(以下、「第三者委員会」といいます。)を設置することを決議し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年9月15日から平成23年10月5日までに、会合を合計4回開催したほか、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から本株式交換の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の内容についての説明を受けており、また、みらいコンサルティングが当社に対して提出した本株式交換における株式交換比率の算定結果を参考にするとともに、みらいコンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けています。また、当社のリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるとの事情は特段認められない旨の意見書を、平成23年10月5日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

## (2) 交換対価について参考となるべき事項

### ①完全親会社となるガイアホールディングスの定款

## 定 款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ガイアホールディングス株式会社と称し、英文では、GAIA Holdings Corporationと表示する。



(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機の利用・応用・運用に関する企画及びコンサルティング
2. ニューメディア関連機器、ソフトウェア、画像ソフトウェア、データ及び映像媒体の研究、開発及び販売
3. 電子計算機及び周辺機器の研究開発並びに設計、製造、販売
4. 通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務
5. 市場調査、広告及び宣伝に関する業務
6. 書籍、雑誌、印刷物の制作、翻訳、翻案及び販売
7. 映像ソフトウェア、映画、音楽の制作、翻訳、翻案及び販売
8. 会社の帳簿、請求書等の作成及び決算に関する業務並びに給与計算業務等の代行
9. 不動産の売買、賃貸およびその管理に関する業務
10. 金銭の貸付およびその仲介業務
11. 広告代理業
12. 事業用什器備品および機器等の調達、賃貸、保守、管理運営代行
13. 会議の企画および設営の請負
14. 文書の整理、保管に係る分類の作成またはファイリングの業務代行
15. 受付、案内、電話交換等の業務処理サービス
16. 管理職または役員の秘書の派遣
17. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、26万1300株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(株主総会決議事項)

第17条 株主総会は、法令または定款に別段の定めのある事項のほか、当社の株式等の大量買付行為に対する対応方針を決議することができる。

- ② 前項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

第22条 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。
- ③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。
- ④ 前項に基づきあらかじめ取締役会において定めた取締役会の議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会の議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 前項の金銭には、利息を付けない。

なお、ガイアホールディングスは、平成23年10月6日開催の取締役会において、平成23年12月20日をもって定款を一部変更することを決議しております。かかる変更の内容は以下のとおりであります。

#### 定款変更内容

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                              | 変 更 案                                                                                          |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26万1300株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2613万株</u> とする。                                             |
| (新設)                                                 | <u>(単元株式数)</u><br>第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。                                              |
| 第7条～第44条 (条文省略)                                      | 第8条～第45条 (現行どおり)                                                                               |
| (新設)                                                 | 附則<br>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更、第7条 (単元株式数) の新設及び第8条乃至第45条の条数の繰下げの効力発生日は、 <u>平成23年12月20日</u> とする。 |

また、ガイアホールディングスは、平成23年11月24日開催の臨時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しております。付議の内容は以下のとおりであります。



定款変更内容

(下線は変更部分を示します)

| 上記の定款変更が効力を生じた後の定款                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2613万株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第45条 (条文省略)</p> <p>附則<br/>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更、第7条 (単元株式数) の新設及び第8条乃至第45条の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とする。</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3500万株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株主の権利の制限)</u><br/>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則<br/>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更、第7条 (単元株式数) の新設、<u>第8条 (単元未満株主の権利の制限) の新設</u>及び第9条乃至第46条の条数の繰下げの効力発生日は、平成23年12月20日とし、<u>本附則は同条の効力が発生した後、これを削除する。</u></p> |

## ②交換対価の換価の方法に関する事項

### (i) 交換対価を取引する市場

交換対価であるガイアホールディングスの普通株式は、東証マザーズ市場にて取引されております。

### (ii) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

全国の各金融商品取引業者（証券会社）にて取引の媒介、取次ぎ等を行っております。

### (iii) 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

## ③交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日（平成23年10月6日）の前営業日の東証マザーズ市場におけるガイアホールディングスの普通株式の終値は58,500円であります。

なお、東証マザーズ市場におけるガイアホールディングスの普通株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/>）等にてご覧いただけます。

## ④完全親会社となるガイアホールディングスの貸借対照表

ガイアホールディングスは有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社及びガイアホールディングスは、両社協議の上、平成15年6月30日発行の当社第2回新株予約権（以下、「当社第2回新株予約権」といいます。）、平成17年6月29日発行の当社第3回新株予約権（以下、「当社第3回新株予約権」といいます。）、平成17年7月5日発行の当社第5回新株予約権（以下、「当社第5回新株予約権」といいます。）及び平成18年1月4日発行の当社第7回新株予約権（以下、「当社第7回新株予約権」といいます。）、当社第2回新株予約権、当社第3回新株予約権、当社第5回新株予約権及び当社第7回新株予約権を総称して「当社新株予約権」といいます。）に係る各新株予約権者に対し、その保有する各当社新株予約権1個につき、それぞれガイアホールディングスが発行する本株式交換契約別紙2-1（当社第2回新株予約権に代えて割り当てる新株予約権の内容）、別紙2-2（当社第3回新株予約権に代えて割り当てる新株予約権の内容）、別紙2-3（当社第5回新株予約権に代えて割り当てる新株予約権の内容）及び別紙2-4（当社第7回新株予約権に代えて割り当てる新株予約権の内容）に記載の新株予約権1個をもって割り当てることといたしました。かかる取扱いは、当社の株主及び当該新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者にその保有する当該当社新株予約権と実質的に同内容かつ同数のガイアホールディングスの新株予約権を交付するものであり、相当であるものと考えます。

(4) ガイアホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
同封の「臨時株主総会参考書類（別冊）」をご参照ください。

(5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

①完全親会社となるガイアホールディングスに関する事項

(i) 平成23年4月1日付で、ソフトウェア基盤技術事業のうち国内事業を新設分割の方法により会社分割し、持株会社体制に移行いたしました。

(ii) 平成23年3月10日付で、株式会社アニメインターナショナルカンパニー（代表取締役：三浦亨、本社：東京都練馬区、以下「AIC」といいます。）の発行済み株式のうち、AICの自己株式を除く全株式を株式会社オーイズミから取得し、AICを連結子会社といたしました。

②完全子会社となる当社に関する事項

該当事項はありません。

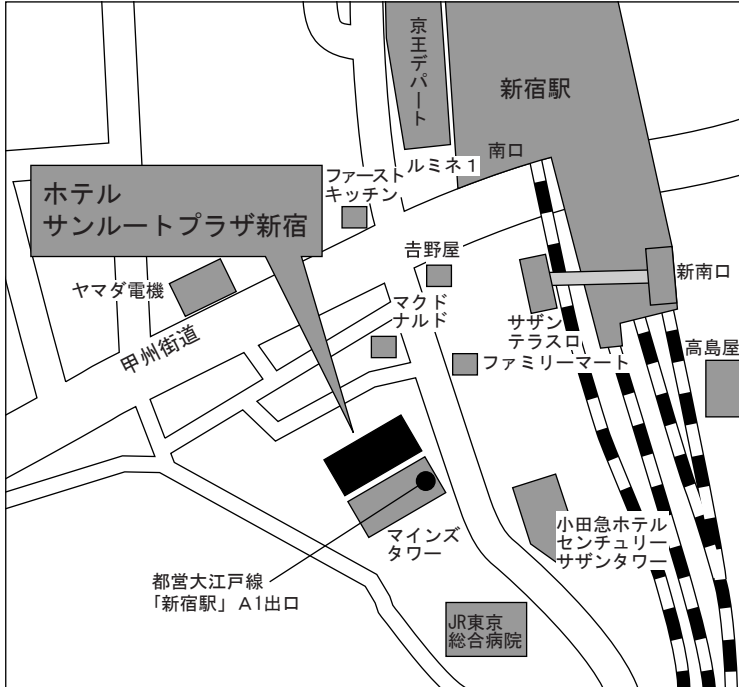
以 上





## 臨時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区代々木2-3-1  
ホテルサンルートプラザ新宿 1階 「芙蓉」



### 会場へのアクセス

交通： JR新宿駅南口より（徒歩約3分）  
都営大江戸線「新宿駅」A1出口より（徒歩約1分）  
当日は、公共交通機関をご利用ください。